

第四十回国会
衆議院

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第十号

(四七四)

昭和三十七年四月四日(水曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事青木 正君 理事高橋 英吉君

理事山崎太郎君 理事丹羽喬四郎君

理事坂本 泰良君 理事島上善五郎君

理事畑 和君

荒松清十郎君 飯谷 忠男君

薩摩 雄次君 首藤 新八君

田中 榮一君 中垣 國男君

林 博君 福永 一臣君

小林 進君 堀 昌雄君

山花 秀雄君 井堀 繁男君

出席國務大臣

自治 大臣 安井 謙君

出席府委員長

文部事務官 齋藤 正君

(社会教育局長)

自治政務次官 大上 司君

自治事務官 松村 清之君

(選挙局長)

委員外の出席者

文部事務官 西村 勝己君

(初等中等教育課長)

同中等教育課

四月二日

連座制強化に関する請願(山本幸一君紹介)(第三三五六号)

選挙違反者の罰則強化に関する請願(山本幸一君紹介)(第三三五七号)

会社、労働組合等からの政治献金案止に関する請願(山本幸一君紹介)(第三三五八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

公職選挙法等の一部を改正する法律案、及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

質疑の通告がございます。これを許します。畑和君。

○畑委員 私は政府案に対する若干の質問をいたしたいと思っております。

まず第一に、連座制の問題につきまして質問いたします。くどいようでありましても、少し憲法論議をしてみたいのであります。

答申の案では、御承知のように、当然失格ということになっておりますが、これは憲法に違反するといっておそれがあるといふことで、政府案では、当然失格といふことを除いております。そして検察官が確定後に公訴を提起するということになっております。その憲法違反になるおそれがあるという論議を、くどいようでございませうけれども、もう一度承りたい。三十一條ですか……。

○松村(清)府委員長 ただいまの議論に關しましては、憲法にはつきり違反するかどうか、こゝういふことではなく

て、政府部内の責任当局におきましては、おそれがあるといつておるのでございませうが、それは憲法三十一條「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」三十二條「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」この二つの条文に反するおそれもあるのではなからうか、こゝういふところではございませう。

○畑委員 そうすると、失格というのは刑罰になるのかどうか。

○松村(清)府委員長 これがそのおそれになるかどうかの分かれ目でございます。そして、その他の刑罰という中に失格というものが入るのか入らないのか、どちらともはつきりしておるわけではございませうで、ここに見解の相違が出てくるわけでございます。

○畑委員 憲法違反のおそれがある——明文に書いてあるはつきりしたものじゃないけれども、この三十一條、三十二條からして当然失格といふことは憲法違反のおそれがあると言われるからには、この刑罰に当たると言われないかという論議はあるが、解釈のしよりによつては憲法違反のおそれがある、こゝうおつしやられたよりだから、この刑罰という中に当然失格というものが入るのかといふことです。

○松村(清)府委員長 先ほども申しましたように、「その他の刑罰」という中に、当選を失うといふことが入る見解に立てば、これはもう憲法に違反しますけれども、入らないという見解に

立つたならば、憲法に違反する問題は起らないわけでありませう。

○畑委員 そうすると、憲法違反にならぬおそれがあるからこれを答申通りにやらなかつたといふことになる、やはり政府の見解としては、一応刑罰の中に入るのだという御見解じゃないんですか。

○松村(清)府委員長 これは、責任官庁法務省当局の見解をいたしましては、先ほど申しましたように、両方の見解があるわけではございまして、従つて、憲法違反のおそれがある、こゝういふ見解をとつておられて、おそれもある——ないかもしれないが、あるということにもある。そこで、そゝういふ二つの見解の出でくるような、憲法上問題の出でくるような事柄につきましては、やはり当然失格というような措置をとるべきではない、これがまた人権を尊重するゆゑんでもあるのだ、こゝういふことで、事務当局をいたしましては、今の政府案のような案にいたしましたのでございませう。

○畑委員 そうすると、法務当局がその言ひからですか。

○松村(清)府委員長 憲法違反になるおそれもある——違反であるとはつきり言つてないわけですが、おそれもある、従つて当然失格というような措置はとるべきではなからう、こゝういふ見解でございませう。

○畑委員 そうすると、おそれがあるといふのは、どゝういふところでおそれがあるのか。解釈のいかんによつては憲法に違反しない、要するに、刑罰と

見るか見ないかといふことだらうと思ふけれども、さらにもつと詳しく法務当局から意見も聞いておるだらうから、もう少し説明して下さい。

○松村(清)府委員長 私といたしましてはそれ以上のことを聞いていないのですが、そゝういふに両論ある問題でございませうから、やはりこの法律案を作成する責任者といつたしましては、問題のあるような内容にしない方が妥当でございませうので、それで原案のような措置をとつたわけではございませう。

○畑委員 それは当局としては法務当局の方の意見をもつとよく聞いて自分の方のしよりにからでない、やはりうまくないのじゃないか。両方に解釈できる、従つて、おそれがあつてはいかぬから、何でもかんでもはつきりしておけば無事だ、しかし半面、とにかく選挙違反を根絶しようといふ大精神があるのですから、その大精神に基づいて答申がなされておるのだから、そゝういふ場合に、単におそれがある、二つ解釈があるといふ程度では——それをその通りうのみにして、もつと詳しく自分のものにしなさい、そゝういふおそれがあるのではあぶないからやめておこらうといふことでは、答申の線から非常に隔たると思ひます。その点はどうでしよう。

○松村(清)府委員長 法律案の作成にあたりましては、政府部内において関係もあるところ、これは十分相談をして作るのが至当な措置だと思ひます。それで、この問題につきましては、法務省の所管しておる事項でもございま

すので、法務省の見解に従って措置することが妥当だと考えるわけでございます。そこで、先ほど申しましたように、法務省といしまして、憲法違反になるのだ――まあはっきりとは言っておりませんけれども、違反のおそれもある、こういうことで法務省自体が当然失格という措置をとるということに反対しておりますから、そういう責任当局が反対しておるものにつきましては、それを取り上げることは政府としては妥当ではないと考えますので、原案のようにしたわけでございます。

○畑委員 どうもはつきりしませんけれども、この間、ほかの方の質問に対して刑事局の刑事課長ですか検事ですか、答弁されておったところによると、憲法三十一條は妥当な手続の条項、デュー・プロセス条項だから、従ってちゃんとした手続がなければ制裁は課せられないのだ、こういう趣旨だ、従って、そういう見解からすると憲法違反のおそれがある、こう言われたような気がするのです。ところで、それに対して、そのときに私が、いろいろ見解はある、二いろいろあるのだ、何とそれは統一した見解ではないはずだと言った覚えがございますけれども、審議会の審議の過程で竹内刑事局長が言われたことをお宅の方の記録をもつて私見たのですが、それによりまして、法務当局としては、三十一條のいわゆる刑罰ではないという解釈です。

従って、当然失格もあえて憲法違反ではない。しかし、これが、今言った三十一條の妥当な手続によらなければ制裁を課せられないのだという意味の、いわゆるデュー・プロセス条項というふうな解釈もある、それによれば、そ

れは違反になるおそれがある。他人の犯罪によって、候補者が当選したのが当然失格になってしまふということになって、何らかの裁判の手続を経ずに制裁を受けることになるのだ、従って、そういう立場からすれば、三十一條がそういう意味だとすれば、憲法違反になるおそれがある、こういうふうに二つに分けて言っておたように思ふのです。けれども、あくまでも法務当局としては、三十一條のいわゆる刑罰は、失格は含まないという見解をとっておる。従って、憲法違反とは考えない、こういうふうに言っておられるように思ふのです。そのとき松村局長も立ち会つておられるはずであります、そういうふうな記憶しておられるかどうか。私はその場にいたわけではなくて、ただ記録を見ての話ですが、その点はどうでしょうか。

○松村(清)政府委員 あの記録は、たしか速記でなくて何か要領だと思ひますけれども、私も、だいたい前のこととございまして、そういうふうにお話になりましたように、また、たしか私にない向きもございまして、ただ私の記憶しておりますのは、そのときも、理由は別といたしまして、憲法違反のおそれもある、そして検察当局としては検察官の訴訟提起ということとを希望しておる、このことをはっきり記憶しております。

○畑委員 そこで関連してお尋ねしますが、公民権の停止は一体この三十一條の刑罰でしようかどうでしょう。失格も公民権の停止もちよつと似ていると思うのですが、一つの選挙法上の制裁だと思ふのです。いかがでしょう。

○松村(清)政府委員 これは刑罰とは考えられてないという解釈のようであります。

○畑委員 そうなると、私は非常に矛盾すると思ふのです。失格も公民権の停止も同じような性質だと思ふのです。今、公民権停止の方は刑罰ではない、確かに刑罰じゃないんです。結局選挙犯罪を犯した者は公民権が停止することになってゐる。従って、従来の法規によりまして、特別にそれを短縮したり、公民権を停止せず、被選挙権を停止せずという宣告がなければ、当然、黙つておつても被選挙権、選挙権を失ふという法律の趣意になつておる。従って、裁判所では略式命令ではそのことを何とも書きません。それから裁判のときも、被告人を懲役何カ月に処するといふだけでは、何らかの公民権被選挙権につきましては触れておりません。ただ、短縮したりあるいはその規定を適用しないといふときだけに、初めて判決の中に入れるわけなんです。従って、これは記録を見ますと、お宅の方も裁判所の方に聞いたことがあるようですが、裁判所も、刑罰かどうかという質問に対しては何らとうとう返事がないうことは言つておりますけれども、そういう意味でも、一種の選挙法上の制裁であつて、確かに刑罰ではない。それと同じように、公民権の停止がそういうわけで刑罰ではないとすれば、当選の失格もやはり憲法違反ではない、私の方の理論を裏づけるように私は考えておる。そのため念のため聞いたのです。いかがでしょう。

○松村(清)政府委員 一般には刑罰ではないという解釈のようでありましてけれども、しかし、完全に刑罰でないとも

も言えないわけで、そこに多少公民権の停止と先ほどの当選失格ということとは同じ範疇にあるものだと考えられます。ただ、もう一つ進みまして、問題は、当選を失う連座制の方は、他人の犯した罪によつて、本人が何らかの裁判を受けてないで失格する、公民権停止の方は本人が裁判を受けておるわけでございます。その点にこの問題の差異が出てくるのであらうと考えます。

○畑委員 そうなると、要するに、自分の犯罪によつて公民権を停止されるという場合と、他人の犯罪によつて当選者が当選を失う、要するに責任がないというか、私の見解では、あるのです。あるから連座制、別の責任です。それから、刑事責任がないとしても、それだけの違いだ、そういうことになりましたか。

○松村(清)政府委員 お話しの通りのようになると思ひます。

○畑委員 そうしますと、ちよつと理論的に一つ矛盾があると思ふのです。公民権の停止の方も、これも本人が選挙違反で罰金に処せられるか何かします。それで刑事裁判を受けるのです。しかし、公民権停止については、宣告も何も受けないのです。これは刑罰じゃないという解釈からすればいいわけですが、ちよつと刑罰らしいような話も承る。そうすると、自分の犯罪と他人の犯罪の違いであつて、公民権停止そのものについては別に裁判をちよつとも受けないのです。いわゆる三十一條による法律上の手続によらないのです。要するに、刑事問題の選挙違反をやつた、従つて罰金幾らに処す、こういうことにつきましてはちゃんと裁判を受けるのです。ところが、公民権停止そのものについては受けないので

す。法律上当然になつてやうのです。宣告も何もありません。宣告する場合、さつきも言ったように、特別に短縮したりあるいは公民権を停止しないという場合だけに限つてやる。当然失格になる、それと、今の他人の犯罪によつて当選者が失格というものと、他人が自分かという違いがあるのだというだけになつてしまふ。ところが、公民権の停止の問題についても、今言った三十一條の裁判による手続を経ないでということになるのじゃないですか、その辺はどうでしょう。

○松村(清)政府委員 これは先ほど申しましたように、本人がすでにその犯罪について裁判所の裁判を受けておるわけでございます。それに伴つて法律の規定が当然動きます場合に、何も宣告をしないうけで、お話のようにこれを縮めたり、停止しない場合に言い渡すわけでございます。従つて、結局は、本人が裁判によつたものか、あるいは本人が裁判に関係しないで、他人の裁判の結果が本人の関与しないうちに、かかつてくるか、そういう違いに問題がくるのではないかと思ひます。

○畑委員 どうも少し混乱してわからぬのですが、それはそれまでにしておきまして、もう一つ、こういう場合はどうでしょう。今言った当然失格が憲法違反のおそれがあることになるとすれば、正式に、失格ということに刑法上の制裁の中にはつきり入れざるもつとも、今刑法の準備草案がございまして、あれの中には、公民権停止や何かも刑罰の中に入れてゐるらしい。刑法の本条の中に入れては、はつきり刑罰だ。選挙犯罪の方も刑法の準備草案の中に吸収するということに

「委員長退席、青木委員長代理着席」

○松村(清)政府委員 お話の趣旨が十分のみに込めませんが、第一番には、そういう趣旨の法律が憲法違反のおそれ

律の手続によらないものは処置してはいかぬ、こういうことになりますから、そういう刑罰でないとすれば、法律の定める手続は必要はない。一種の選挙法上の制裁だと思ひのです。そのも

○松村(連)政府委員 総局これははっきりしたきめ手がないわけでありまして、たびたび申しますように、この法案を作成する過程におきまして、法務当局において、憲法違反のおそれもあ

申の意味をなさぬと思う。答申の趣旨を尊重するというのが大前提である以上、それが根本的にだれが見ても憲法違反ということになれば、これはや

せるといふことがあっても必要であるという見解から、この制度を採用することにいたしましたわけであります。そこで、裁判が長くなかるじゃないかという問題があるかもしれません。ある

で——やってみると、なかなかむずかしいことは確かにむずかしいけれども、やはり答申案の線は、そういう人を立候補させないということにあるのだ。結局立候補させてしまふと、政府案のような処置を講じて、実際に必要なか——それは少しは心理的な影響はありましよう。しかしながら、実際は行なわれない。それよりも、むしろ立候補させないということに踏み切つたら、よほど実効があり、しかも答申の線に沿ひゆえんだ。要するに、踏み切るか踏み切らぬか、そういう熱意があるかないか。いろいろな妨害とか圧力はありましようけれども、それを断固として排除するだけの気魄がやはりないということに歸するのじゃないかと私は思うのです。いろいろ議論してもいたし方ありませんから、これはまたあとで質問したいと思つておきます。

第三の点は、例の政治資金の規正の問題であります。これも本会議でやりましたし、ほかの方からも言われましたので、詳しく申しません。選挙に關してということだけでやつたということ、どうせ政治資金規正の方につきましては政党史の問題と一緒にあらためてやるのだという理由で、選挙に關してというだけにしたのだ、こゝういふようなこの前の説明だと思ふのですが、政党史に關連しての改正は後の問題として、今とにかく政治資金が選挙に關して非常な盲点になつておる。これが大きな選挙界の腐敗を招いておるのだというふうに思ひをいたしたからこそ、答申案は、個人のあれを除いて、また法人の場合でも例の条件のついた場合、それだけに限つてやるのだからいいではないか、そういうことで政治

資金全部について禁止した。ところが、選挙に關してということだけで、今言つた理由は先ほどのようなことに理由づけられておられますけれども、非常にその点がわれわれとしても納得がいかない。ほんとうに答申の線に沿つて選挙界を肅正するといふ熱意が政府にはないといふふうに見受けられるのである。この点、一つ自治大臣の御意見を承りたいと思ひます。ほかの政党史や何かと關連してあとでやるのだからというところでやられたような話だが、こんなことでは答申案の線に沿つていない、熱意がうかがわれぬ、かように思ひますが、どうですか。

○安井国務大臣 政府といたしまして、決してこの選挙法を前向きに直すという点で熱意を持つていないわけではないのでございませう。いろいろ熱意を持って答申も尊重し、できるだけ実現をしようと思つたことは間違いないでございませう。今の政治資金の問題にいたしまして、なるほど、全面的に禁止するといふのは少し荒っぽく考へていいのではないかと御意見もあろうかと思ひますが、これを實際に適用しますと、非常に範圍の広いものになりまして、少し中身を区分しなければ、これは現在の事情に明らかに合わないといふ点がございませう。もう一つは、今お話の政党史の關連で根本的に直すといふ問題もあつたので、もう少し時期を見たい、こゝういふ考えで選挙に限定をしたわけでありませう。選挙に限定したのでは全然意味がないではないかといふ御質問もあろうかと思ひますが、たとえば御承知の現在の選挙法におきましても、請負等に関しましては選挙についての献金は禁止しております。これはこれなりに相当効果がある

るものだと私は現在でも心得ております。これをぐつと範圍を広げまして、あるいは少々不合理でも、少なくとも選挙に關してはやつてはいかぬという嚴重な規定を設けることによつて、これは相當な實效上の前進もいたしてあるといふ確信を持つておるわけでありませう。

○畑委員 あまり多くを申し上げませう。自治大臣は、選挙に關してということに規定しただけでも、請負その他の關係や何かに対してそういう条件を入れて禁止すれば相當効果があるとおつておられるのですけれども、抜け道は幾らでもございませう。政治献金だといふことで逃げれば、幾らでも逃げられる。これは何も選挙に關したことでございませう、政治資金であつたのでございませうと言へば、それのがれられないことはない。それではだめだから、やはり根本的に政治資金そのものをやめさせようといふことが私は答申の線だと思ひますが、答申の線に沿つていませう。

以上で終わります。

○青木委員長代理 次に、ただいま議題となつております両案並びに公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する島上善五郎君外二名提出の修正案を一括して質疑を許します。井堀繁男君。

○井堀委員 まず、政府にお尋ねをいたしたいと思ひます。社会党からの修正案が同時に議題になつておりますが、社会党案を審議いたします關係上、政府原案についてまずお尋ねをしてみたいと思ひます。

政府原案の中で最も私どもの遺憾に思ひます点については、さきにもちよつと申し上げておきましたように、今回の答申案のきわめて重要な点

は、答申の中でいう、一、二、三に分けられました三に該當する公明選挙運動の推進に關する事項に対する配慮が足りない、といふよりは、むしろこの精神を一体どのように理解しているかを疑ふほど、政府が答申案に対して非常に不忠実な、それが最も特徴的な点であるといふことをこの前も述べたわけでありませう。きょうはこの答申案のうち第三項についてお尋ねをいたしてみたいと思ひます。

ここにあげておきます順序でお尋ねして参ります。第一は、選挙違反に對する選挙民の意識の問題について言及しておられると思ひますが、これは、従来の選挙法第六條の選挙に關する啓発、周知に關する事項の中で明らかにされておられることを、ここで重ねて徹底するように主張しておられるものと思ひます。この点に對する修正を行なうとしていないのでありますが、まず、この点に對する政府の答申案に對する見解と、第六條の規定をより積極化しなければならぬ答申案との違ひについて政府はどう理解し、また、この点をなぜこの機会に積極的に改正しようとしたかといふ点について、御意向を伺つておきたいと思ひます。

○安井国務大臣 井堀委員のお話の通りに、選挙民の自覚を促すこと、いわゆる民間に對する公明選挙の推進といふことは、私は何より大事だろふと思ひます。ただこれは政府の側からあまりいいません、政府はそれらに逃げるのだといふ御非難もこころむるかもしれませんが、私も真剣に、御指摘の通りこれは大事なことだと思ひまして、従来より予算も相當額の三十六年、七年とふやしまして、マス・コミ

その他を使つた、あるいは民間の推進団体に依頼をした公明選挙運動は相當な推進をいたしておるつもりであります。三十七年度にもまた相當これをする予定でございませう。ただ第三の一にありまう国民の自覚の徹底について、どういふふうな措置をとるかといふことになりまうと、これらの点につきましてはいわゆる法律的な措置をとる問題ではなくて、実施をすべき問題である、實際上國民に周知徹底をせよという問題である。従ひまして一足す一は二が出るといったような結論になるものではなくて、やはりこれはある程度時間がかかるし、また、たび重なる繰り返しによつて徐々にこゝういふものは効果を現わしていくものじゃないかといふふうに思つておられます。

○井堀委員 その予算は、この際、この答申案にこたえてどの程度を必要とするか理解しておりますか。具体的に予算の上で——三十七年度はもうすでに予算は成立しておりますから、次年度の予算には、きつと相當額のものを用意しておられると思ひますが、あらかじめこの程度をものを計画しておるか、数字のよい、大よそでけつこうです。

それから法律に規定しないで、これは他のどういふ意味を持つのか知りませんが、どういふ方法でこの精神をそれでは具体化するのか。法律によらないとすればどういふ方法があるか、お答えをいたしたい。

○松村(連)政府委員 答申によりますれば、一番終わりに書いてございませうに、現在の予算は僅少だから大幅に増額をはかるようにといふようにあるわけでありませう。従ひまして、これは多ければ多いほどいいのでございま

すけれども、国の財政の状況もありまして、政府としては今年度予算としてきまつておられますのは、国費を四億五千万円、これは昨年三億でございまして、それを四億五千万円、地方費を二億五千万円、これは三十六年度は二億、従いまして合わせまして昭和三十六年度は五億でございまして、本年は七億門になるでございまして、これは財政の關係であります。これは私どももいたしましては、国の財政の許す範囲でこれを増額するように今後努力して参りたいと思ひます。

それから先ほど大臣に御質問のございました国民の選挙違反に対する罪悪感を自覚せしめる、こういう問題は従来やっております、また今後もやりますが、選挙管理委員会、民間団体の公明選挙運動のいろいろな方策の中で、この政治常識を向上する、こういう目的の中において、この問題を具体的に取り上げていくことが一つの方策であらうというふうに思ひます。

○井堀委員 順序は飛びますけれども、この答申の五の広報媒体の活用の問題、この中でかなり具体的にあげております。たとえばテレビ・ラジオなどを積極的に活用するための政治教養番組を充実強化する。あるいはまた雑誌、映画、演劇、有線放送、さらに地方公共団体の広報紙等による積極的な活動を具体的に指示いたしておるのではありませんか、こういうものをどの程度やるか。今までもやっているとはいへば言えぬこともないと思ひますが、ここに盛られておる趣旨は三の項全体の中から出てくることでありますけれども、こういうように具体的に列挙したという事は、この種の運動に対して政府の積極的な責任をやはり要請して

おる趣旨にはかならずぬと思ひます。こういうものをおやりになるとすれば、私は先ほど選挙局長の予算に対する趣旨の説明を聞きますと、昨年五億だったものを、ことし地方の負担を入れて七億程度などと言つておられますが、一体そういうふうなわけの、しかもその金も、内訳を聞くとすぐわかると思ひますが、ここに列挙してあるようなことをこの予算の中でどの程度おやりになるのか、従来と一体どれだけ違うだろうかという事は、五億と七億の違いだということより説明にしか受け取れないのであります。ここにあります第五の答申は、そんな程度のことを意味しているのでしょうか、一つお答えを願つておきたい。

それから先(3)の問題は、これは御承知のように政府の各機関で、その予算でもつていろいろ広報活動をやつております。この広報活動の上に、この公明選挙運動に協力してもらふような項目を取り上げてもらふということが趣旨でございまして、これは政府内部で広報関係者の会議等もしばしば行なわれておりますので、この席でこういふ要望を各省に申し上げて積極的に協力していただく、こういうふうな方向で進んで参るつもりでございまして、

○井堀委員 いろいろに列挙して、そのあと一番結びに「公明選挙推進のための財政措置」としてそれは大幅な増額をはかることを強く述べておるわけでありまして、大幅というのでありますが、今の、本年度の予算に七億でしようが、次にこの大幅な要求というもののにこたへるためとしては、要するに政府はどういう心がまえで次の予算編成に当たるか、私たちにとっては非常に重要な問題であります。これからのことでありますから、正確な主張は何れぬかと思ひますけれども、こういうものが出た以上は、こういうものに対する財政措置として、しかも大幅に増額というのでありますから、先ほど言ふように五億程度のものを七億に増やさない、従つてここで言つておられますこれ全体の中から言います場合には、局長のお話によりますと、新聞、雑誌、映画、演劇等々は民間のものを活用することではありますけれども、これはいづれも営利社団もしくは事業経営の採算を見なければならぬ機関の事業であります。従つてそういうものは、やはりこの際政府はしかるべき財政的な援助なり、あるいは

それから(2)は、これは政府の金で提供する放送番組でございまして、本年度におきましてはただいま申しました経費の中で六千五百万円、これは国費でございまして、詳しくは今申しました四億五千万円の国費の中で六千五百万円をさきまして、現にテレビは全国で東京、名古屋、大阪、福岡、こういう地区において計画いたしておられますし、ラジオにつきましても、全国二十七局について計画をいたしておられます。

その協力をつちかうような資金的な措置を講じなければ、こういうものが動かないという事は常識上明らかであります。そういうふうなものを全部含み、さらに政府自身が積極的にこれこれのものをしなければならぬという規定があるのでありますから、ここでの、抽象的ではありますから、その財政的措置は大幅な増額というのでありますから、これは大臣、私は次の予算要求にからまつてくる問題だと思ひます。こういう点をばつきり何一つおかなければならぬと思ひます。

それから、さきに局長の答弁の中で、政府の財政余力の問題に言及しておりましたが、これは少々情越だと思ひます。どれだけ財政余力があるかどうかは、もちろん予算編成は政府にありますが、国会はこれに対する修正も審議権も持つております。本年度、昭和三十一年度の予算審議の際にも、わが党は組みかえ動議の中で明らかにしておりましたが、財政余力を相当多額なものにわれわれは見通しておるのであります。これは議論はそこでやるべきでありまして、今日わずかの五億とか十億だとかいふたような、そういうような問題が、日本の現在の財政余力を心配するような金額じゃもちろんありません。しかもこの法律は、政府もみずから言つておられますように、日本の民主政治の基礎を動かす大きな仕事であります。でありますから、このもとを誤りますと、どんなに日本の財政的余力が他に活用されましても、その根本をなします政治自身に狂うことがあつては、意味をなさぬのであります。そういう意味で、日本の財政余力というものは、こういうところに優先して使つべき時期がきておる、ま

たそのことをこの答申案は言つておるものと理解すべきであると私は思ふのであります。でありますから、そういう趣旨から言いますならば、財政的余力は今日問題ではない。戦後のような、国民の最低の生活をまかなうことのできないような事情とはわけが違うのであります。ちよつといじくれば、十兆何億の中で一億とか二億とかいふ要するにけちな問題は、こういうところでは問題にならなくなつてくる。ここに私は、政府が答申案に忠実であるかないかの一番大きな中心があると思ひますので、そういう意味でお尋ねにびつたりくるような御答弁をいただきたい。

○安井国務大臣 これは全く同感でございまして、私も、これは公明選挙を推進するためには、五億や十億ははした金と考えてやらなければならぬという、実は主観的には強い気持を持つております。従いまして三十七年度の予算も、一応この要求予算ができておりましたものを、さらに途中で追加いたしました、これは今五億くらいと言われまますが、とにかく五億の線までこれは途中で直してきたといったような実情でございまして、また今度はそれをさらに二億ふやしたということですが、しかしこれは見方によりますれば、財政余力といったような問題ではなくて、もっと大事な問題だからもつとふやすべきだというお考えは、確かにお話の通りで、今後も私も十分努力をやつていきたいと思つております。しかし一面からいいますと、財政余力というより財政バランスといったような問題もありましようし、それからまた今までの国がこういふたもので

昭和三十一年度の予算審議の際にも、わが党は組みかえ動議の中で明らかにしておりましたが、財政余力を相当多額なものにわれわれは見通しておるのであります。これは議論はそこでやるべきでありまして、今日わずかの五億とか十億だとかいふたような、そういうような問題が、日本の現在の財政余力を心配するような金額じゃもちろんありません。しかもこの法律は、政府もみずから言つておられますように、日本の民主政治の基礎を動かす大きな仕事であります。でありますから、このもとを誤りますと、どんなに日本の財政的余力が他に活用されましても、その根本をなします政治自身に狂うことがあつては、意味をなさぬのであります。そういう意味で、日本の財政余力というものは、こういうところに優先して使つべき時期がきておる、ま

使う金の使い道というものは、少し実際をやってみてからでありませんと、なかなか金だけ入っても有効な働きができないというような場合もあり、またバランス上の問題から、大蔵省が右から左になかなか認めないというような事情もありまして、今回はまだ不十分かもしれませんが、この程度にとどまったものでございまして、さらに御趣旨をよく受け入れまして、来年以降にも逐次これはふやして参ります、そしてまた公明選挙といったような仕事は、これは半年や一、二年で完全にできるものじゃない、やはり根気よく、長くその効果を見詰めてやっていかなければならない、その趣旨で今後も努めていきたいと思っております。

○井堀委員 まことに御答弁の趣旨、私は遺憾に思っております。というのは、この答申は、前会からも質疑をいたし、これからは申し上げるわけであり、一方には、今日の選挙の腐敗は見るとたえない、聞くにたえない、実に国民としては慨嘆にたえないので、その措置を、実は好むところではないけれども、取り締まりや制裁を強化することによって、ある程度その不正の道を閉こう、しかし根本的には、やはり選挙は民主政治のもとにあり、主権者の厳正、公正な投票に待つというところでありまして、選挙民の政治常識なり意識が高揚するということが大前提だということを、私は全体の中からも取るわけでありまして、要するに一方には必要悪として、こういって極端な制限や取り締まりやあるいは制裁を行わなければならない。しかしそれよりは、やはり根本的な問題は、公明選挙推進のための核心に触れて

きておるわけでありまして。こういう答申の精神をそのまま受け取りますならば、まず第一に政府としては、財政上の均衡や財政余力の問題は、私は問題の外にあると思う。均衡というところにあります、いずれに重点を置くかというところであります、これはもう何回も繰り返しておるに、政府もこのことを述べておるに、政治の根本を清めていくということがいかに重要であるか、そのためには、今言うように、手段としては好ましくないものも採用しようという状態にある。もちろんあなたがたがおっしゃられるように、資金ばかりつぎ込んで、それを活用できなければ、またその活用の具体的な提唱がなければならぬわけですから、かなり具体的な提唱も行なわれておる。

「青木委員長代理退席、委員長着席」

これはさつき局長はあつさりと答弁してしまいましたが、たとえば民間のそれぞれの機関を活用するといふにしても、新聞や雑誌、映画、演劇などにいたしても、これはやはり方はいくつかあると思います。今までのようにごく申しわけのない新聞広告も、その一つかも知れません。あるいは新聞社自身が社説その他でいろいろ問題を取り上げてくるという行き方もあるかも知れません。いろいろあると思うのです。しかしそういうものの前提をなすべきものは、やはり政府が企画を組んで、そして具体的な協力を求めようというのがこの趣旨だと思っております。これらの機関が自発的にやるといふことについては、営利社団でありますから、おのずから採算に縛られてくるのでしから、一方においては、政府がそういう積極的な企画と予算を

組んで出すということ、ここで言っているわけですね。要するに飛躍する時期が来ているということですね。あなたは漸進的に言うが、漸進的にやるのなら、私はこの答申の意味をなさないと思う。今は飛躍もしくは躍進の機会を政府あるいは国会に国民が求めておるものと、この答申の趣旨はとるべきではないか。そういう点で、予算の問題でありますから、ここで数字を中心にして論議をするということとは至難ではありましようけれども、けただけは出てくると思う。小なくとも私は百億、千億という程度のけたが出てこなければ、こういうものは本格的にならないと考えておる。たとえば一千億の台を出しても、千億の資金がバランスをこわしたり、あるいは財政余力をゆずるような状態ではないことは明らかであります。問題はその必要性であります。それをまず予算の提案権を持つ政府がどう考えているか、その審議権を持つ議院がどうこの答申を受け取るかというところに、問題は帰するところでありまして、この点では、私は、今までの政府の答弁は、提案趣旨とは全く対立したものの考え方から出てくるものだと思います。来年の予算はどうか、あなたお一人ではきめられぬことだと思っておりますけれども、少なくとも担当大臣として、閣僚として、こういう問題に対しては相当大幅な予算を組むだけの決意ができていなければ、政府改正案について私どもが質問する場合に前提がくずれてくる。それでしつこく実はお伺いしているわけですね。もう一度この点に対して——今すぐここで予算を組むわけじゃありませんし、要求していかねければならぬのですから、要求権はあなたにあるのだらうと思われま

ので、あなたの心構えが非常に大切だと思ふ。けたぐらいいいことではつきりしておいてもらいたい。百億ですか、千億ですか、台は、どうですか、そこら辺は、あなたのお気持ちを伺っておきましよう。私は、みみっちい、一億とか二億とか、そんなけちなことを言っておるようでは問題にならないと思ふ。しかし、けたは——私が出しましよう、百億ですか千億ですか、そのところを一つ……

わかりますといつても、何も私の気持ちを察してもらわなくてもいい。答申の精神を政府はどう理解しているかというのを国民の前に明らかにしてほしい。われわれが審議していく上に、そのことをわかっておくことが大切だと思ってお伺いしたわけですね。けたを言うのはどうしても悪いというなら、なぜ悪いかというわけにも参りませんので、逆に戻りますけれども、この答申の中に自治省の所管でないと思われることがありまして、あるいは私は見当違いで呼び出したことになるかも知れませんが、文部省の方は、これをどうにいったらいいでしょうか。——十分御検討なすったと思ふますが、この答申の中で、第三の項に「学校教育及び社会教育の充実」という見出しで、かなり具体的な要請がなされておる。この点についてきょうは一つお答えをいたしたいと思ふます。きょうは、自治省の大臣でありますけれども、閣僚ですから、政策面については大臣から御答弁を願おうと思ふますが、その前に、この中で、民主政治、特に選挙に関する教科内容を充実せよ、私はそういうことについて全くのずぶのしろうとでありますから、的はずれのお尋ねをするかも知れないが、この文字の上から受け取りますのは、学校教育の中に民主政治を——広い意味では民主政治だと思ふますね、教育自身は、教育基本法の精神にもちゃんと出ておる。しかるにもかかわらず、教育基本法の中に、民主主義推進のための教育ではまだ十分だ、だからさらにそれを具体的にこしらえなければいけぬということを言いつたのには、強い意欲があると思ふ。それを文部省ではどういうふうにとりになったのか。またこれを実現し

○安井國務大臣 けたのはずれた御卓説を伺いますが、私も一面、これはほんとうにどうもつまらない御趣旨だという感じは強くないですか。しかし、今ここで一つけたを出せと言われましても、まだこれからのいろいろ考えなければならぬので、ここで御約束するわけには参りませんが、しかし私ども、お考えの気持は非常によくわかるわけでありまして、今後大いに御精神を尊重して、予算要求も十分出すように努力をいたしたいと思っております。

○井堀委員 私がそのけたを出したの、答申の中にけたは出てないけれども、ここで大幅というのでしろうと。大幅という言葉も、なかなか重宝な言葉だと思ふのですけれども、これは要するに、これこれのことについて財政措置をおやりなさい、そうしてそれは大幅だと、こう言っておるわけですか、かなり具体的なんです。言葉のやりとりの上で便利だと思つたから、私は、百か千かというふうに、けたを出したわけですね。私は、おそろしく千以上のけたを出さなければこれは推進できない、こう思つて伺つたわけですが、いかに警戒されているようでお述べにならぬとすれば、そういう用意がないというふうにしかなれない。お気持は

七

よりとするにはどういふ具体的な措置が必要であるかということ、実はお伺いしたかったのでお越しを願つたのですが、これでお答え願えますか。

○西村説明員 政治教育については教育基本法の中に「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」という規定があります。この精神を受けまして、小学校と中学校、高等学校において教えるべき具体的内容を、学習指導要領という文部省の告示によつてきめてございます。今回その教育内容を全面的に改定いたしました。その改定された内容を簡単に申し上げてみたいと思ひます。

小学校につきましては、第六学年、「現在の政治は国民全体の意見を政治に現わすため、国民が選んだ代表者による議会政治の形をとっている」ということで、憲法の基本的な仕組みといひます。それを大まかに教え、中学校に参りますとさらに程度を深めまして、民主政治の組織と運営という項目がございます。その中で三つほど柱がございます。日本国憲法と民主政治という内容、それから政治の組織と運営という内容、最後に選挙と政党ということを教えることになっております。特に選挙と政党につきましては、選挙制度のあらましに触れ、公明選挙の実現に対する関心を深めさせる、また、政党と国民との関係や、政治と世論との関係を理解させるというふうに教えることになっております。なお、高等学校に於いて、日本の政治という内容で、民主政治の本質ということも教えます。特に独裁政治との比較関連において取り扱うということになっております。

て、この中にたくさんテーマがございますが、政治の機能とか、政治と法及び道徳の関係とか、権力の分立と地方政治、それから議会政治のところ、代議制と多数決制というふうなものを教へ、それから議会と政府の関係を教へるといふようなことになっております。これに基づきまして新たに教科書も検定をやらかえまして、中学校につきましては、この昭和三十七年の四月から新しい内容にして教科書も作りかえて教えるということになっております。なお、こういう社会科学の問題につきましては、講習会等もございまして、その指導力をもつて徹底するように教員の研修等もやつていきたい、こういうふうなことを考えております。

○井堀委員 答申の中で「副読本の教材の使用」ということが書いてありますが、副読本というものは、あなたのおっしゃる教科書のことですか。

○西村説明員 いや、違います。副読本として有益適切なものがあれば、学校において教育委員会の許可を得て使うことができることになっております。しかしながら、こういう大事な内容につきましては、むしろ正規の授業の中で正規の教科書を使ってやるということが適切であろうと考えております。

○井堀委員 私はうかつなことをしていただきたいと思います。文部省の方ばかり来ていただきましたが、なるほど、教育委員会が非常に大きな立場に立っております。もちろん、私も、教育基本法の精神なり、民主主義を推進するためには政府の手にこの教育関係の問題が途中で握られてしまふということとは危険であるので、教育委員会が

これに対する関係を深く持つてくれると思うのであります。これはあとでまた伺いますが、自治大臣に一つお伺いしておきたい。

教育委員会と選挙法の関係、今の説明で非常に重要になってきたと思ひます。教育委員会のことばを書いてないのですけれども、もちろん教育委員会がこういう仕事に積極的作用を示すことになっておる。これは今後どういふ関係を持つていくようになりましようか。文部省と自治省はわかりません。教育委員会に対してはどういふ形をとつていくのでしうか。

○安井国務大臣 これは文部省と相談をいたしました。文部省から意のあるところを一つ各教育委員会へ御指示なり御伝達を願ひ、相協力して、また、地方の組織では県と教育委員会、市町村理事者側と教育委員会というものがタイアップした形でやらなければならぬと思ひます。選挙も当然これは入つておりますが、そういう形になろうかと思ひます。

○井堀委員 教育委員会は、何も教育委員会自身が独自の見解を持つというのではなくて、人民の意思を反映していくというところで、この辺の関係が答申の中で非常に重要な役割を果たしてゐると思ひます。この扱い方については理事会であつて御検討をお願いしたいと思ひます。教育委員会がそのつばを向いていただければ、さういふ感じがいたします。この点は一つあとで理事会で御検討願ひたいと思ひます。

○西村説明員 文部省と自治省からいいたす義務もありませんし、責任もございします。また、地方団体の中の各機関につきましては、先ほど自治省からお答えがありましたように、それぞれ同と十分に連絡してやつていくようにいたしたいと思ひます。

○井堀委員 その問題についてもう少し西村さんにお答えいただきたいと思ひますが、次に、ここに書いてあります「特別教育活動及び学校行事」という例示をしてゐる。特別教育活動といふものは何をさしておるのか、あるいは、学校行事といふものはどういふものを意図しておるのかと私どもよくわからぬ。自治省の方ではどういふふうなことを取り扱つておるか。「民主政治特選」の実践的教育を行なうよう努力すること。私は実践的教育といふものに非常に疑問を持つて読んだのです。クラスの委員を選んだら、そのことも一緒かもしれませんけれども、しかし、全体から参りますと選挙法の改正ですから、しかも公職選挙法、特に国会を中心とする公職選挙法が中心で諮問されておりますから、実践といふものはそういうものにもとれるのです。しかも民主政治ですから、学校のクラスのそういうものは、選挙ではありますけれども、ここであつては実践活動じゃないんじやないか。これはどつちにもとれるかもしれないが、しかし、それはむしろ学校の行事やあるいは特別教育活動といふものの中で、こういう公職選挙の際における国民のあり方といふものを実践的にあるいは特別の活動としてという意味ではないかと私は思つておる。これは文部省、どういふことになつておりますか。

○西村説明員 学校の教育課程の中には、特別教育活動、それから学校行事という領域がございします。特別教育活動といふものは、たとえば運動部のようなもの、弁論部のようなもの、こういうものがございします。それから学校行事等の中には、修学旅行のようなもの、始業式とか終業式とか、そういうものを学校行事等と呼んでおるわけでございますが、その主眼とするところは、生徒の自主的な活動を助長するといふところでございます。従つて、その中に生徒会の活動、小学校でいへば、児童会、それから学級会といふものがございします。それからホーム・ルームといふような呼び方をしている活動がございします。そういう際に、いろいろな物事を自主的に話し合ひの上でもつて処理していく、そういう自主的な態度を養ふといふこととございします。で、当然、役員等を選んで、そこで話をして、それから場合によつては多数決によつてものをきめるとか、そういうような意味があるわけでございます。そういう活動を通じて、ひいては将来の公民たるにふさわしいような人間を育てていくということ、そういう意味の自主性を学校において指導していくということであるといふふうなことを考えております。

○井堀委員 これはなかなか問題があると思ひます。私はこの審議会の記録をずっと見たのですが、これはさういふ狭い意味ではなくて、もっと広い意味で、そして今言ふ直接公明選挙につながるものを期待してこういうふう

に結論が出たというふうにとつておるのですが、しかし、それはまた問題があります。今、文部省の見解はそれでわかりました。

次に、これから社会教育局長にお尋ねするように思うのですが、ここでさらに「公民館、社会教育関係団体、婦人学級、青年学級等を通じて行なう社会教育について、さらに積極的に民主政治特に関与する教育を行なう」とともにこれを利用する特別の教材を整えること。かなり具体的に出てくるのかという問題があると思ひますけれども、一応ここでどういう工合に並べておられますものを、あなたの方で答えていただける範囲のものが相当あると思ひますので、一つ伺っておきたいと思ひます。

○斎藤(正)政府委員 この答申の中に例示してあります社会教育活動の中で、公民館、それから婦人学級の大部分、それから青年学級、これはそれぞれ市町村が開設するものであります。それから社会教育関係団体とここでいっておりますものは、いわゆる婦人会とか青年団体とかいう民間の任意の団体のことであります。そこで、この答申に関連いたしまして、従来とも私どものやっておりますことは、公民館が行ないますところのいろいろな学級を開設する場合、あるいは市町村が婦人学級、青年学級を開設する場合に、その中で、公民として、あるいは市民としての基本的な政治的な態度というものをプログラムの中に入れるように、いろいろな参考資料等を差し上げる、

最近でございしますれば、市民性の向上というふうなものを社会教育審議会で検討いたしまして、この中には、直接公明選挙に触れた内容のことも書いてあるわけでありまして。文部省といたしましては、そういう資料を流して、そしてそれぞれの市町村で行ないます社会教育活動あるいは民間団体の行なう社会教育活動の中でそういうものが取り上げられることを期待し、指導して行くわけにございします。また、特別の教材につきましては、これはその次の(4)にも関連がございしますけれども、従来とも、たとえば視聴覚教育器材といひまして、録音教材と申しまして、文部省で、いろいろな公明選挙とかあるいは公民教育に関係ある方々のテープをとりまして、それを市町村に県を通じて配付いたしまして、それをたとえば有線放送で流すとか、あるいはいろいろな学級活動をいたします場合に教材として使用するというふうなことをいたしておるわけにございします。

○井堀委員 次ににお尋ねしようと思ひます。先にお尋ねした(4)であります。公民館、図書館、図書館もいろいろありまして、広い意味のことだらうと思ひますが、こういったようなものから、それに、私何おうと思ひましたが、今あなたが言われた目や耳からのそういう器材、それから啓発資料という言葉を使っていますね、これは金のかかる仕事でもあると思ひます。そのうち、金のかかる仕事をどういふものを作るかというところ、これは非常に問題があると思ひます。しかし、それをどこへ作らせるかというところは何かはつきりしていいです。政府が出したから政府がやればいいわけでは、政府の中にも、これは自

治大臣一つ聞いておいて下さい。あなたのところまでこれをお作りになることになるのでしようが、こんなものはざっと聞いてそのまゝ見送るのではありません、これは具体的ですから、こういう器材とか資料、さつきテープレコーダーのようなものの話がありました。が、安くありません。これは一部だけにやるのでは意味がない。図書館とか公民館——公民館が全国にかなりあるでしよう。こういうふうに拡充整備、活用をはかるというのですから、県に一つずつ配ればいいというものではないでしようし、公民館の中で、どこぞだけ置けばいいというわけではないし、私は、少なくとも公民館にはこういうものを一つずつ備えつけるということが、答申に忠実な政府の態度だといふことになってくると思ひます。予算が大へん要るのですよ、大臣。こういうふうになつてきますと、答申案に少なくとも思案がどうかということ、は、こういうところから出てくると思ひます。文部省では、まさかこういうものを買ってお分けになるような予算もありません。あります。あります。

○斎藤(正)政府委員 この答申を私たちが拝見いたしまして、この公民館、図書館、特に図書館と出ておりますのは、図書館においてもいろいろフィルム・ライブラリーの活動も兼ねていられるから、わざわざ図書館と出されたのだらうと思ひますが、そういう資料を、地方団体の努力も、それから国の努力もあつてだんだん整備する、そしてその中で公民教育に必要なものも充実していくという趣旨であらうと思ひまして、現在公民館につきましては、教材そのものでなくて、利用するいろいろな映写機でありますとか、あるいは

は録音の機械でありますとか、そういうものは、公民館の設備費の補助として年々充実して参つてきているわけでありまして。さらにそのかかげます内容につきましては、一例として先ほど申し上げましたように、生活の改善その他万般にわたつて、毎年そのテープを作つて流しておりますが、その中にはシリーズとして出してあります。それを府県で複製をして地方へ流すというふうなことをやっております。また、公民館等の立場になつて参りますれば、必ずしも文部省だけで作るものではなくて、公明選挙という観点から、常時啓発を御担当になつております公明選挙連盟とか、そういうものが、有効な資料がありますれば、どんどんこういうところの活動に入れていくのもらへば、それを充実していく速度も増してくるだらう、かように考えております。

○井堀委員 安井大臣にお尋ねすることになるわけでありまして、今文部省の方に伺いますと、特別の御予算も計画もありません。従来にも多少積極性を持たせたいというように理解すべきではないかと思ひます。そうすると、ここでは目から耳から、その他感覚の上で自然の上にそういう教育をやれということ、しかもここでは器材、資料なんといつては、くさいです。云々がこまかいです。しかし、私はこれは要を得ていると思ひます。そうすると、公民館も今全国かなりの数に上つていて、思ひますが、それに一台ずつテープレコーダー、あるいは紙芝居でもいいですけれども、そういう道具立てを用意するということになると、相当の金額をや

はり予定しなければならぬと思うのです。これは大臣、どこがやるのでしようか。それともこれは聞き流すのですか。

○安井国務大臣 決して聞き流すつもりではございせんし、私も非常にこれは大事なことだと思ひます。ただ御指摘のように、まだまだこういう活動面が不十分なことは、私も十分気がついております。ただ、今までの慣習、組織の上から、一挙にこれを持ち込みまして、かえつて消化不良を起すといつたような懸念がありまして、私もこれはこれを逐次強化していく、こういうつもりでやっております。今度もふえました予算、あるいは従来からの予算の中から、スライドとか、あるいはテープレコーダーでなくて、テープレコーダーのタイプ、あるいは公明選挙のハンドブック、こういったようなものは、公明選挙の推進協議会連盟とも協議いたしまして相当作り、これをいろいろ選挙管理委員会等を通して公民館なんかへも流すといったような活動もやつておるような次第であります。まだ不十分かもしれませんが、さらに一方文部省とも十分連絡いたしまして、教育委員会の方からもそういうものに気を付けてもらつて同時に、われわれも側面からそういう資料を流すというふうなことで、両々相待つて効果を上げたいと思つております。

○井堀委員 次に、話し合い活動などに対する助言者の養成というのです。これは私は非常に大切なことだと思ひます。民主主義の一番初歩に考えられる有権者各位の話し合い、もちろん話し合いといつても、いろいろやり方があると思ひますが、その指導

者あるいは助言者とかいつておりますが、こういう者を養成せい、こういうてゐる。しかもあとに「助言者を養成するため、常時、研修会、講習会等を実施すること。」と結んでおるわけでありまして、これも自治大臣、金がかかりますよ。これも一人か二人養成すればいいわけではありますまい。全国に、しかも有権者全体に、あなたは一人に与えろと消化不良を起こすなんというが、これは食べ過ぎて問題を起こすようなものとは違ふと思う。この助言者の養成というものは、十分か二十分話を聞かして、それで助言者になる能力のある者もおるかもしれないが、そんなことを言っているのじゃないと思う。やはり相当計画的な、こういう活動をやりなさい、その計画的な活動をやるためには、助言者というよりなことをいつたことはかなり政府を縛ると私は思う。だからこういうことは、ほかのところで審議会の答申に忠実だとか何とか言つてみても、ただこの一項だけを取り上げて、助言者を養成するために政府は何をしたかというのを聞けばすぐわかる。一体自治省はこの助言者養成ということについて、どういうふうに受け取つておられますか、一つ伺つておきましょう。

○安井国務大臣 これも非常に大事なことで、助言者の養成あるいは話し合いの活動というのは、これは同じ金がかかる中에서도比較的資料を要しない、会場とお茶があれば大体できるものでありますから、比較的貧乏世帯の選挙局でも、これは割合力を入れてやつてきているのであります。大体三十五年、六年からずつと各府県の選挙管理委員会を中心にいろいろやつて参つておりまして、特に話し合いというよう

なことは、相当行事としてやつて参つております。三十七年度におきましては、各都道府県全体で五万三千人程度の参加者の計画を持つて養成をしていこう、こういうような計画も実に具体的に立てておるわけで、県別の割当人員といったようなものも、もうすでに予定を作つておるようなわけでありまして。しかしこういうものは、ある部落では非常に熱心にやつてくれますが、ある部落ではなかなか取り上げてくれないといったような不均衡もかなり今まで見られますので、できるだけそういった点に一つ全部が均等するようになり、そしてその波を大きくしていくように、大いに努力を続けていきたいと思つておるわけでありまして。

○井堀委員 この項目につきましては、今も申したように、教育委員会の関係もあるようでありますから、きょうのところはこの程度にいたしました。一つまた理事会で御相談を願つて、教育委員会の意見が聞けるような方法を講じていただきたいと思います。

○加藤委員長 本日は、この程度とし、次会は来たる六日午前十一時より開会いたします。
これにて散会いたします。
午後三時三十六分散会